

須賀川市特定事業主行動計画

平成27年4月改訂

須賀川市

1 計画策定の背景及び趣旨

我が国においては、依然として少子化の流れに歯止めがかからない状況が続いております。急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるため、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国、地方公共団体、企業等が一体となって、計画的・中長期的な取組を推進することとされました。

本市においても「次世代育成支援対策推進法」に基づき示された「行動計画策定指針」に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとします。

2 須賀川市特定事業主行動計画の改訂にあたって

本市では、平成17年度から平成26年度までの時限法である次世代育成支援対策推進法に基づき、須賀川市特定事業主行動計画を策定し、計画を推進してきました。しかし、男性職員の育児休業取得をはじめ、未だ利用が十分に進んでいない制度もあり、利用促進に向けて、なお職員の意識啓発や働きかけが必要な状況にあります。

このような状況の中、次世代育成支援対策推進法の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。これに伴い、本計画を改訂し、所属長や職員の責務を明確にしながらか職員の仕事と子育ての両立をより一層推進していきます。

3 計画の対象職員

須賀川市職員及び市立小中学校の教職員

4 計画期間及び達成目標

本計画は、平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間を計画期間とします。

本計画においては、平成27年度から10年間かけて、平成36年度末に達成しようとする目標数値を掲げています。

5 計画の推進体制

- (1) 事業主としての役割の他、所属長、子育て中の職員、育児休業中の職員、周囲の職員の役割を明確にし、「誰が」「いつ」「何を」するのかを明示します。
- (2) 各年度の実施状況を把握し、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

6 具体的な内容

実施項目等		所属長の役割	職員の役割	取得目標値	
1 職員の勤務環境に関する事項					
(1) 妊娠中及び出産後における配慮		①特別休暇等の制度の周知徹底	<p>(全職員の役割) 各職場において、妊娠している人や子どもを育てている職員が制度を利用しやすい雰囲気を全員で作り、この計画を実りあるものにする。</p> <p>(妊娠中及び子育て中の職員の役割) 父親、母親になることがわかったら、諸制度の活用のため及び人事上の配慮のために必要なので、できるだけ速やかに育児するようになることを所属長に申し出る。</p>		
		②出産費用の給付等の周知徹底			
		③妊娠中の職員に配慮した、業務分担の見直し(原則として超過勤務を命じない。)			
(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進		「配偶者の出産のための休暇」の取得促進	<p>(全職員の役割) 各職場において、妊娠している人や子どもを育てている職員が制度を利用しやすい雰囲気を全員で作り、この計画を実りあるものにする。</p> <p>(子育て中の職員の役割) 対象職員は、所属長に休暇取得予定日を早めに伝え、積極的に利用する。</p>	配偶者の出産のための休暇の取得目標値・・・100%	
(3) 育児休業等取得しやすい環境の整備等	ア 育児休業及び部分休業制度等の周知	①育児休業等に関する情報提供と制度の周知徹底	<p>(全職員の役割) 各職場において、妊娠している人や子どもを育てている職員が制度を利用しやすい雰囲気を全員で作り、この計画を実りあるものにする。</p> <p>(子育て中の職員の役割) 子育て中の職員は、積極的に子育て支援制度を活用する。</p>	対象職員の育児休業(部分休業含む)取得目標値・・・100%	
		②妊娠を申し出た職員に対する育児休業等の制度・手続の説明			
		③研修等における育児休業制度等の説明			
	イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気の醸成	①男性職員を対象とした育児休業等に関する情報提供と制度の周知	<p>(育児休業中の職員の役割) 復職時の不安を解消するために、市の広報やホームページの閲覧などにより職場の情報収集に努める。また、機会があるときに職場に出向き、周りの職員とのコミュニケーションを図るよう努める。</p>	対象男性職員の育児休業(部分休業含む)取得目標値・・・20%	
		②育児休業の取得の申出があった場合の業務分担の見直し			
		③管理・監督者に対する育児休業等の制度の趣旨の徹底と職場の意識改革			
	ウ 育児休業職員の職場復帰の支援	①休業中の職員に対する制度改正等の情報提供			
		②復職時におけるOJT研修等の実施			
	エ 休業者等の代替要員の確保	適切な代替要員の確保			

実施項目等		所属長の役割	職員の役割	取得目標値	
(4) 超過勤務の縮減	ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知徹底	<p>特定の職員に超過勤務が集中しないように業務分担を見直すなど、応援体制を整える。</p> <p>適切な超過勤務命令を行い、適切な事務処理の管理監督を行う。特に子育て中の職員に対しては、急な超過勤務命令を行わないなどの配慮をする。</p>	<p>(全職員の役割)</p> <p>常に業務の効率的な遂行を心掛ける。業務については、極力電子メール・電子掲示板を活用する。また、会議・打ち合わせの資料の事前配布などにより、短時間で効率よく行うよう心掛ける。</p> <p>日頃から、自分の超過勤務時間を認識し、超過勤務を縮減するよう意識する。ノー残業デーは、周りの職員と声を掛け合って退庁する。</p>		
	イ ノー残業デーの実施				庁内放送によるノー残業デーの周知徹底と幹部職員による定時退庁の率先垂範
	ウ 事務の簡素合理化の推進				①業務処理計画表の作成による効率的な事務遂行
					②会議・打合せについての、電子メール、電子掲示板の活用
					③定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化
	エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等				超過勤務の状況を把握し、超過勤務の多い職場に対するヒアリングと注意喚起
オ その他	超過勤務の多い職員に対する健康相談の実施等健康面における配慮				
(5) 休暇の取得の促進	ア 年次休暇の取得の促進	①休暇の取得促進の徹底と職場の意識改革	<p>(全職員の役割)</p> <p>日頃から周囲の職員に仕事の進行状況を伝え、特に副担当職員とコミュニケーションを図り、急な休暇でも事務に支障がないようにしておく。</p>	年次休暇取得目標日数・・・20日	
		②管理職における部下の年次休暇の取得状況の把握と計画的な休暇取得の指導			
		③事務処理における相互応援ができる体制の整備			
	イ 連続休暇等の取得の促進	①子どもの予防接種実施日や授業参観日における休暇の取得促進			<p>一つの業務を何年も同じ職員が担当しないようにする。</p> <p>職員の年次休暇取得状況を把握し、計画的な年次休暇の取得を指導するとともに、自ら職員の模範となるよう年次休暇の計画的な取得に努める。</p> <p>連続休暇を取得しやすいよう月曜日・金曜日の会議の自粛に努める。</p>
		②国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進			
		③年1回、年次休暇を利用した3日以上連続休暇の取得促進。			
④ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛					
ウ 「子の看護等のための休暇」の取得の促進	①「子の看護等のための休暇」の周知と取得しやすい職場環境の醸成				
	②「子の看護等のための休暇」の対象年齢及び対象理由の拡大				
(6) 異動における配慮	官署を異にする異動を命じる場合の子育ての状況に応じた職員に対する配慮				

実施項目等		所属長の役割	職員の役割	取得目標値
2 その他の次世代育成支援対策に関する事項				
(1) 子育てバリアフリー		①来庁者のためのベビーベッドの設置 ②子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できる、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組推進	子どもを連れて人が安心して来庁できるよう、職場内のレイアウトを点検するほか、職員の親切、丁寧な対応について適宜指導する。	(全職員の役割) 日頃から、来庁者に対して丁寧で親切な対応等を率先して行う。
(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動	ア 子ども体験活動等の支援	①子ども・子育てに関する地域貢献活動への職員の積極的な参加への支援	所属長自らが積極的に参加するとともに、職員が地域活動に参加しやすい職場の環境整備に努める。 子育てに関する活動に対して、利用可能な施設の情報提供を行う。	(全職員の役割) スポーツや文化活動の指導等、地域活動や子育て活動の機会をとらえて積極的に参加する。 地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止等の活動へ積極的に参加する。 交通安全講習会に必ず参加して、公用・私用にかかわらず、自動車・自転車の運転時には交通ルールを遵守し、事故を起こさないよう注意する。
		②子どもが参加する地域の活動に対する敷地や施設の提供		
		③子どもが参加する学習会等の行事における、職員の専門分野を活かした参加への支援		
		④小中学校等への職員の派遣による特別授業等の実施		
	イ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援	①交通事故防止についての綱紀肅正通知 ②交通安全講習会の実施		
	ウ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備	子どもを安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加の支援		
(3) 子どもとふれあう機会の充実		①ノー残業デーの徹底による子供とふれあう時間の確保 ②運動会等のレクリエーション活動に子どもを含めた家族全員が参加できるよう配慮		(全職員の役割) 運動会など、家族が参加できる行事に積極的に参加する。

※県費負担教職員等で市職員と制度が異なる部分については、県等と協議しながら、本計画の趣旨に沿った取り扱いができるよう努めます。